

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22530016

研究課題名(和文) 清末民初中国の涉外民事訴訟処理機構の研究

研究課題名(英文) Study of the Institution of Sino-foreign civil case court in late Qing and Early Republican China

研究代表者

本野 英一 (Motono, Eiichi)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：20183973

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：中国人商人を債権者、外国企業を債務者とした涉外民事訴訟については、1904年から1907年にかけて漢口、上海、ロンドンで争われた民事訴訟記録に基づき、外国企業が雇い入れた中国人が、雇い主を自分たちの債務保証人にしたたら、いかなる事情があろうともその債務を肩代わり補償する義務があることがロンドン高等法院でも確定していたことを明らかにした。逆に外国企業を債権者となって、中国人債務者とその保証人から債務取立ての民事訴訟を起こした場合については、債権を回収できるとはかぎらず、ついに第一次世界大戦終了時期にようやく、上海で商事裁判所の設立が取りざたされるようになるいきさつを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： I analyzed what took place when Chinese creditors sued their British surety firm for collecting debt from their Chinese debtors; and what took place when Western firms, mainly American firms did their Chinese sureties for contract breach in the early twentieth century. In the former case, I analyzed one typical case, "Tung Ta, Hung Yuen, Tsing Chong, Ye Tung-theong and Vow Cheng Banks v. the Chartered Bank of India, Australia and China, 1904-1907," and revealed once a Western firm was arranged to be a surety of their Chinese comprador, they were forced to guarantee the debt of their Chinese comprador's debt whatever the unfavorable condition. Meanwhile, analyzing various civil cases between US firms and their Chinese debtors and surety for contracting breach, I revealed these cases brought about the establishing of Chinese commercial court in 1918.

研究分野：中国近代社会経済史

キーワード：涉外民事訴訟 契約違反 債権債務訴訟 買収; 保証人 上海商事公断處

1. 研究開始当初の背景

対外開放体制移行後の中国に進出した外国企業は、中国企業から知的財産権の侵害、さらには取引契約違反、偽装倒産による債務不履行など、進出以前には予想もしていなかった事態に遭遇し、しかも円満な法的解決方法もできていないことに悩まされている。日中戦争勃発以前の中国において、これと同様な事態が起きていた場合、それはどのような機関で法的に解決されていたのであろうか。この問題意識に基づいて、申請者は2004年来まず、在華イギリス、アメリカ、日本企業が中国企業によってその商標権を侵害された場合の法的解決システムが確立するまでを、関連史料が残る1890年代から満州事変直後までを利用してその過程を解明した。その結果は意外なことに、国民党南京政府が打倒の対象としていた北洋軍閥政府時期こそが在華外国企業が保有する商標権をもっとも公正に保護していた時期であったことを解明した。

次に、同様な手法を用いて在華外国企業が取引相手の中国企業、あるいは製品を買い取った中国人消費者を相手取った債権回収訴訟、もしくは彼らが破産していた場合の財産差し押さえ、保証人からの債権取り立てがどのようにして行われていたのかに関心を抱くようになった。これがこの研究を志した背景である。

2. 研究の目的

本研究の究極の目標は、対外開放体制移行後の中国社会とは、旧中国社会が持っていた様々な特徴が復活しただけなのだということを実証することにある。特に、在華外国企業が事業活動を通じて直面した契約違反訴訟、破産処理問題などは、19世紀後半から日中戦争期にも発生しており、その円満な処理解決をめぐる外交交渉は、商標権侵害紛争解決体制とは対照的に、日本ではなく、イギリス・アメリカが主役となって歴代中国政府との外交交渉で解決が試みられた。しかし、その結果確立された体制が、イギリス、アメリカ両国企業にとってどこまで満足のいくものであったのかについては、依然として未解明なままである。

この問題は、19世紀後半に確立した治外法権制度に基づいて上海で開設された会審衙門とその上級裁判所である上海イギリス最高法廷で扱われてきた。さらに、義和団事変後に清朝政府が開設した審判庁、そして両方で執行すべく辛亥革命前後に相次いで制定されていった民法や商法の実際の解釈運営と密接に関わっている。だが、これらに関する先行研究は、全て申請者が抱いたような問題意識を保有していないため、今日の問題との関連性は依然として未解明なまま残されている。

申請者は、対外開放体制移行後の中国社会とは、日中戦争勃発以前のそれが形を変えて

再生しただけだという前提に立っており、この見通しの上で、契約の履行と私的所有権の保護を前提とする先進資本主義国とは仕組みが根本的に異なる中国社会で、契約履行紛争が起こった場合、何が問題とされるのかを明らかにし、その円満な解決をめざす法制度の確立に失敗していたことが、日中戦争の伏線となっていたこと、さらに文化大革命時期まで中国政府が外国企業の進出を極力制限していた理由であったことも明らかにしようとしている。その最大の理由は、在華外国企業の資産保護、契約履行を保障する法制度を構築すると、彼らの名義を利用して自己の資産保護を目論む中国人が出現し、これが中国の経済秩序、社会基盤を崩壊させる原因となるからである。

この前提に立つことで、本研究は、日中戦争前夜同様の特質を持つ対外開放体制移行後の中国は、先進資本主義諸国企業の資産保護、彼らの中国企業との雇用取引契約履行を保障する法制度を構築すればするほど、その社会基盤が不安定化し、遠からず崩壊すること。従って、中国共産党が標榜するような、アメリカに代わって世界経済を支配する葉建國になどなることはできず、遠からず内部崩壊することを学問的に予言することを最終目的としている

3. 研究の方法

本研究は、イギリス、アメリカ企業が取引契約相手であった中国企業とその出資者、あるいは製品販売相手である中国人とその保証人を相手取って起こした裁判記録を主たる史料としている。同時に、中国人、企業がイギリス、アメリカ企業を相手取って起こした契約履行訴訟も考察対象としている。こうした史料が一番豊富に残されているのは治外法権制度が最も発達していた上海租界とその周辺地域であり、ここで起こっていた涉外民事訴訟記録は、上海で刊行されていた英文週刊誌、『ノース・チャイナ・ヘラルド』掲載の裁判記録のほかには、ロンドン、ワシントンにあるイギリス、アメリカ両国国立公文書館に残された両国上海総領事館記録を入手し、これを丹念に読み抜き、分析することである。この作業は数年来継続されて行われ、ようやく第一次世界対戦終了期までを成果としてまとめることができた。

4. 研究成果

中国企業、商人を相手取って在華イギリス企業が起こしていた債権回収訴訟は、19世紀後半以来起きていたが、この問題が英中外交問題に発展するようになったのは、1880年代以降である。そして、これを解決できる法制度の確立を要求するきっかけとなったのは、義和団事変後の英中通商航海条約の締結であった。だが、この条約に基づく、法制度整備は裕福な中国人の猛反発を引き起こし、1905年年末の大暴動へと発展した。

こうした動きと並行して争われていたのは、中国商人が在華イギリス銀行を相手取って債権回収訴訟を起こした場合は一体どのようなことが起こるのかという問題である。それは、畢竟在華外国企業が雇用取引契約を交わしていた中国人買辦とその部下が、中国企業との間で交わした取引契約、あるいは融資契約によって生じた債務が不履行になった場合、雇い主である在華外国企業にその債務肩代わり補償の責任が生じるか否かという問題となって争われた。

この問題は、1867年以來上海の会審衙門、さらにその上級裁判所である最高法廷で、当事者を代えて何度も繰り返し争われてきた。主たる判例とされた事件に共通した原因は、在華イギリス商社・銀行と雇傭取引契約を交わしていた中国人買辦が、生糸に代表される海外向け輸出商品買付け契約、あるいはインドアヘンに代表される国内向け輸入商品の信用取引を中国商人との間で交わし、その際に取引契約の保証人もしくは融資の抵当に、在華イギリス企業もしくはその資産を設定したことである。市場が好調であれば、取引契約は順調に履行され、何の問題も起こらない。だが、海外市場が何らかの理由で不況に陥れば、信用取引はたちまち破綻することになる。そうなれば、中国人買辦が雇い主に無断で行っていた取引契約の問題点が浮上することになる。在華イギリス企業は、こうした取引契約を認めようとせず、買辦が中国商人との間で進んでいた取引契約と自分たちは無関係であり、その履行責任は買辦自身にあり、これを肩代わり補償する責任は自分たちにはないと言い張った。

だが、1867年以來会審衙門は在華イギリス企業のこうした主張を頑として認めようとしなかった。そのため、上海市場で経済恐慌が勃発し、信用取引が破綻する度ごとに、この問題が繰り返し会審衙門、上海最高法廷さらには北京の総理衙門に持ち込まれることになった。この問題が、在華イギリス企業にとって有利な形で判断され、買辦が中国人との間で交わした取引契約に基づく債務履行の補償責任は雇い主である在華イギリス企業にはないという判決が出されたのは、1884年のことである。

だが、この判決は、1904年に漢口で起こされ、上海最高法廷を経て最終的にはロンドン高等法院に持ち込まれることになって、再び覆されることになった。それが、本年発表した英文論文で分析した、“*Tung Ta, Hung Yuen, Tsing Chong, Ye Tung-theong and Vow Cheang Banks 対. the Chartered Bank of India, Australia and China*”事件である。この事件に関する裁判記録は、在華イギリス銀行の中で、日常如何なる業務が執り行われていたのか。そこで中国人買辦とその部下は、毎日どのような業務を営んでいたのかを具体的に述べた貴重な記録でもある。

そのため、その審理経過を丁寧に分析する

ことは、在華イギリス銀行あるいは商社に勤務する中国人買辦とその部下がなぜ、雇い主の目を盗んで彼らを自分たちの個人的契約の保証人に仕立て上げることが可能だったのかという、過去の事例では不明であった謎を解明することにもなった。

この事件でも、イギリスの裁判所は結局、在華自国企業にとってはなほだ不利益な判決を下すことになった。そしてそれはそのまま、在華イギリス企業と買辦との間で債権債務処理をめぐる契約紛争が起こった場合、いかなる事情があろうとも、在華イギリス企業は、自分たちの雇い入れた中国人買辦とその部下が交わした全ての取引契約に基づく債務履行を保証する責任があることが判例として確定したことを意味した。

これとは対照的に、在華イギリス、アメリカ企業が中国企業とその出資者を相手に交わした商品販売契約に基づく商品引き取り、もしくは代金回収。あるいは取引契約に基づく商品代金支払いを要求した場合、中国人取引契約者、もしくはその保証人にその履行を要求する制度が一切存在していなかった。それが顕在化したのも、1880年代前半からである。そして、この問題が政治外交上の大問題となって発展したのが、義和団事変前後であり、それは1902年の英中通商航海条約締結時に、中国が商法民法制度の制定と司法制度の整備を義務づけられる形となって具体化した。

だが、こうした外交上の動きによって、在華外国企業から債務を取り立てられるか、あるいは債務不履行に陥った中国商人に代わって債務を履行する責任を負わされた中国人保証人にとって、これは災難以外の何ものでもなかった。彼らの反発は、1905年に爆発し、この年年末の上海租界で起こった大暴動へと発展した。

この暴動以後、中国における取引契約の履行、破産者の財産差し押さえ、保証人制度のあり方に大きな欠陥があることに気づき、中国人債務者あるいはその保証人から、強引な取り立てを行うようになったのは、イギリス企業ではなくアメリカ企業であった。ワシントン郊外のアメリカ国立公文書館に残された未公開領事報告にはそうした実例が数多く残されている。1906年から1919年にかけて発生した取引契約紛争、特に偽装倒産を理由に債務不履行を企てる中国企業出資者ならびにその保証人から在華アメリカ企業従業員が起こした強引な債権回収と保証人の身柄確保と逮捕投獄は、中国社会に大衝撃を引き起こした。上海財界指導者が役員理事を務める上海総商会は、第一次世界大戦終了期になって中国最初の商事裁判所である商事公断處の開設を提案するようになった。ここまでが本年の研究成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

Eiichi MOTONO "A Burden of British mercantile firms doing business in China: a Myth of Extraterritorial System in China, 1902-1907", *Cheng Kung Journal of Historical Studies* (Department of History, National Cheng Kung University) Vol.47, December 2014, pp.113-154

〔学会発表〕(計1件)

本野 英一「辛亥革命時期上海に於ける中外契約履行紛争処理問題-アメリカ企業による債権取立活動を中心に-」(明清史夏合宿 2014 報告、2014 年 8 月 21 日)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

本野英一 (MOTONO, Eiichi)

早稲田大学政治経済学術院・教授

研究者番号：

20183973

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：